

2024年2月20日

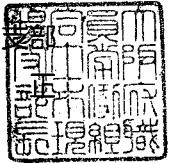
大阪府都市整備部

部長 谷口友英 様

2024年度 土木現場支部要求書

大阪府職員労働組合土木現場支部

支部長 不死原



1. 従来からの確認事項及び労使慣行については、誠実に履行すること。
2. 業務に見合う適正な労働条件について
 - (1) 職員の健康を損なう過密労働や恒常的残業の解消、サービス残業の根絶を図るため、「時間外協定」を厳守できる適正な職員数の確保を行うなど、労働条件の改善に向けた必要な措置を講じること。
 - (2) 現在、運用されているシステムの多くは、操作上の不具合や操作時間の制約などの問題により、職員の日常業務に支障が生じているため、負担軽減など労働条件を改善すること。
 - (3) 組織の改正、業務の集中化などを理由とした人員削減により、残業等の増加につながっているため、必要な措置を講じること。
 - (4) 年度途中の業務増や新たなシステム導入に伴う担当者への負担を軽減するため、職場実態をふまえて必要な人員数の配置を行うなど必要な措置を講じること。
 - (5) 維持・管理業務に従事する職員について、建設時より時間が経過している構造物が多くなり補修や更新などの業務が増加している。また、地域の特性や府民との協働など多岐にわたり、長時間労働を余儀なくされているため、職種を問わず必要な人員を確保するなど、必要な措置を講じること。
 - (6) 設計等を担当する工務職員については、積算期日の集中化や入札対応の煩雑化により、長時間過密な労働を余儀なくされているため、必要な人員を確保するなど、必要な措置を講じること。
 - (7) 年度途中の欠員、産休、育児休業等が発生した場合、他の職員へ過重労働とならないよう、正規代替職員の配置など、必要な措置を講じること。
 - (8) 新公会計制度については、いまだ多くの職場で、混乱が発生しており、担当職員の残業等の原因となっているため、抜本的な改善を行うなど、担当職員の負担軽減が図れるよう改善を行うこと。
 - (9) 通勤時間は、一時間以内とするなど、職員への健康や通勤への負担を十分に配慮すること。
 - (10) 外郭団体や、市町村への派遣並びに、災害対応等による職員派遣については、派遣職員に過大な精神的負担とならないよう配慮すること。また、派遣元の職場に混乱を招かないよう注意すること。

- (11) 「新人事評価制度」は、客観的・公平公正な評価ではなく、職場に差別分断を持ち込むものであり、制度を抜本的に見直し改善を図ること。また、相対評価は、やめるべきであり評価結果を昇任や賃金に反映させないこと。
- (12) 水防業務は、府民の生活と安全を守る重要な業務であり、休日や深夜帯においても即時・緊急に対応すべきであり、それに従事する職員は、発令を受けた直後より、水防対応を開始しているため、それに伴う時間外勤務手当の支給を行うこと。特に昨今のゲリラ豪雨の増加により短時間の気象警報が発令されること多くなっており、それに伴い職員に多大な負担を強いているため、早急に措置を講じること。
- (13) 平成 30 年度の「大阪北部地震」や台風 21 号でも明らかになったように、災害時に勤務する職員の出退勤や長時間労働問題など、職員に負担のないよう措置を講じること。
- (14) グループ長またはグループを持たない課長は人事管理等の業務に時間を要する実態があるため、グループまたは課全体を把握できる職員数にするなど、グループまたは課長の業務軽減が図れるよう、必要な措置を講じること。

3. 労働時間の短縮について

- (1) 一日の勤務時間を拘束 8 時間（実働 7 時間、週 35 時間）とすること。
また、コロナ対策として始まった分散出勤の処置及びそれ以前からの 2 部勤については、職場実態に合致していないため、一斉勤務に戻すとともに、フレックスタイム制度等についても、各事務所における 36 条協定や職場実態に鑑み、職場実態に合わない運用を行わないこと。
- (2) 時間外労働について支部との「時間外協定」（上限 360 時間）を厳守するとともに、各所属長や、本庁各課に対する周知徹底を図ること。
- (3) 各出先職場について「労働基準法第 36 条に基づく時間外協定」締結にあたり、年間上限を 360 時間とすること、及び第 33 条条項の厳格な適用など、労働基準法を遵守するよう所属に指導すること。
また、業務遂行優先による職員へのタダ働きは発生させないこと。
- (4) パソコン一斉シャットダウンシステムの導入による時間外勤務の縮減対策については、それに伴うサービス残業の発生が危惧されている。システム導入による効果の検証とともに、それが持ち帰り残業や不払い・サービス残業を発生させない取り組みを強化すること。
- (5) 特定事業主行動計画が着実に実行され、仕事と生活の両立のために積極的な取り組みを行うこと。

4. 職場環境・労働安全衛生対策について

- (1) 各事務所の実態を把握するとともに、新設課やグループの配置等を考慮し、執務スペースを抜本的に拡大すること。また、文書保管スペースの確保など環境改善を図ること。
- (2) 老朽化した事務所の建て替えや耐震化・空調設備等必要な改修を含めて計画的に実施すること。また、移転等の計画が行われている、枚方・八尾土木事務所について、使用する職員の意見も十分に反映した事務所にするため、協議を行うこと。
- (3) 事務所での安全衛生委員会の確立と定期的な開催をするとともに、現場での安全管理、実

務及び災害対応等の研修を労働基準監督署等の関係機関と協力のうえ実施するなど、健康破壊や現場における事故等の公務災害をなくし、健康的で安全な職場環境を確立すること。また、規制変更等に対応したヘルメットや安全帯等の安全用具の支給・整備を行うこと。

- (4) 「人間ドック」を希望する全ての職員が受診できるようにするとともに、検査内容の充実を図ること。
- (5) 女性職員の深夜労働は、母性保護の立場から当局責任でさせないこと。また、個人の健康や家族事情等を配慮し、深夜労働を免除すること。
- (6) 職場におけるメンタルヘルス対策を強化すること。年々増加する精神疾患等の休職者に対して、「復帰支援プログラム」に基づき、職場復帰の十分なケアをするとともに、欠員等により職場に混乱をまねかないよう配慮すること。
- (7) 平成21年度に行った特殊勤務手当の改悪については、現場や作業の実態をふまえ改悪前に戻すこと。特に下水道業務に関する危険手当については、速やかにもとに戻すこと。
- (8) 旅行雑費・旅費日当の廃止により、職員が、出張時等に自己負担が発生しているので、実費弁済とするか、もしくは自己負担の発生しない具体的な対策を早急に講じること。また、業務に必要な携帯電話については、必要台数を確保し、職員に支給すること。
- (9) 公用車の更新基準を見直し、職場要求や業務実態に見合うような車種選定等を行ったうえで更新することにより、職員の安全確保に努めること。
- (10) 不当要求対策を名目に設置した「録音機及びビデオカメラ」について、その役割が終わっているものは早急に撤去するとともに、新たにカメラ等を設置する場合は、執務室への設置はしないこと。また、各職場の意見を聞き、安易な設置を行わないこと。

5. 入札制度について

- (1) 電子入札案件の実施にあたっては、実務担当者の意見を反映し、業務の簡略化など改善を図ること。また、新たな制度を導入する場合は、対象職員への十分な研修を行うなど、円滑に業務ができるよう配慮すること。
- (2) 現在の積算等のチェック体制では、チェックのためのチェックが行われるなど、制度自体が破綻しているため、根本的に積算等のチェック体制をみなおすなど、必要な措置を講じること。
- (3) 積算から入札・契約までに多大な時間がかかり、十分な工事期間確保に障害を生じているため、根本的な解決を図り担当職員に過度な労働を強いることのないよう、改善を図ること。
- (4) 電子入札案件について、開札後に行われる確認業務・低入札調査の事務所負担を軽減し、各事務所担当者への過重労働を発生させないこと。
- (5) 契約業務について、処理を要する時期が集中する場合でも業務が遅延しないようシステム改善を行ったり、入札及び落札業者決定の業務は、契約局に一元集約したりするなど、各事務所担当者への過重労働を発生させないこと。

6. 青年部、女性部及び各分会の要求について、誠意をもって対応し解決を図ること。

7. 所属長に対して支部要求及び回答を明らかにし、その趣旨をふまえ周知徹底を図ること。